

# 市政ニュース

昭和41年11月25日発行 第171号

毎月5.15.25日発行 一部2円

発行所 五所川原市役所

## 軽油の免税申請する 農家のみなさんへ

農業の機械化によって、軽油の免税申請も年々増加しており、この交付事務は年とともに多くなっております。このままでは、軽油の需要期(4~5月)には申請者がさつとうし、せつかくおいでになつても、当日受理することが、できなくなることが予想されますので、つぎのとおり、申請の受付を行ない、免税証を交付することになりましたから、ご協力願います。

なお、指定日は敢守のうえ、証明書等は、早めにご準備してください。

### 準備する書類

- ① 免税軽油使用者証
- ② 農業委員会の発行する耕作証明書
- ③ 印かん(共同申請の場合は全員の印かん)
- ④ 42年中に使用者証の有効期限がきれる方は、市長の発行する機械の所有証明書、また、あらたに免税軽油の申請される方、使用者証に記載してある機械と異なつた機械を所有した方は、機械店の発行する売渡証明書を添付してください。

当市の申請期間 1月19日~21日

免税証の交付日 3月6日

# 市政基本方針

## 所得と生活条件の向上

当市は、これまで第一次開発を進めてきましたが、さらにこれを仕上げる意味で、第二次の開発振興をはかることになった。その市政方針は、社会の進歩に対応できるように、広範な角度から検討した長期の総合開発計画を樹て、生活環境、産業、文教、都市施設の構造改善を推進し、市民所得水準の向上をはかることも、西北洋陸の軸として、地域経済圏を確立し、地域へのサービス供給基地の使命達成に努める。



## 行財政民生の強化

### ◆健全行財政の確立◆

四十二年度で、財政再建が終るので、それを契機に基本財産の蓄積、減税対策等の施策を講じ、職員の数率向上、窓口の一本化等によつて、サービスの徹底をはかる。

### ◆社会福祉の充実◆

児童館の増設、福祉会館児童遊園、少年公園等の充

人、乳児の十割給付につとめる。

ロードパッカーの増強、じん芥処理場の建設をはかる。

### ◆労働対策◆

出稼ぎ労働者の健全就労農業の経営合理化により老人、婦人の過重労働の軽減をはかる。

### ◆市民の生命財産安全対策◆

消防の近代化、防災体制の強化、交通安全、防犯対

策の強化により、市民の生命財産の安全対策を強化す。

### ◆住宅難解消対策◆

第四次の公営住宅の建設により、勤労者住宅難の解消をはかる。

### ◆産業経済の振興◆

農業構造改善事業を主体に、土地基盤、近代化施設の整備をはかるとともに、国、県営水利事業の促進をはかる。

### ◆商工業の振興◆

農林畜産物の加工、農業関連サービス工業の発展に努め、農業、工業生産品の移出、輸出によつて、経済圏の拡大をはかる。また鉱業関連産業の振興と、中堅産業人の育成につとめる。

### ◆学校教育の振興◆

学校予算の増額、年次計画による校舎の不燃化、給食センターの建設等につと

め、市立七和高校の県立移管、高等看護学院の整備充実につとめる。

### ◆社会教育および文化の振興◆

青少年、婦人を中心にした社活動の推進と、青少年の健全育成を強化し、北斗運動広場を拡充し、子供の遊び場の確保、市民体育施設の充実をはかる。

### ◆都市施設の充実◆

市立図書館の充実、博物館の開設、文化団体の育成郷土芸能、文化財等の保護保存により、文化の振興をはかる。

### ◆都市計画◆

街路の整備、駅舎と駅前広場の建設、市民公園の整備、防災緑地帯の造成等により、都市機能の向上をはかる。

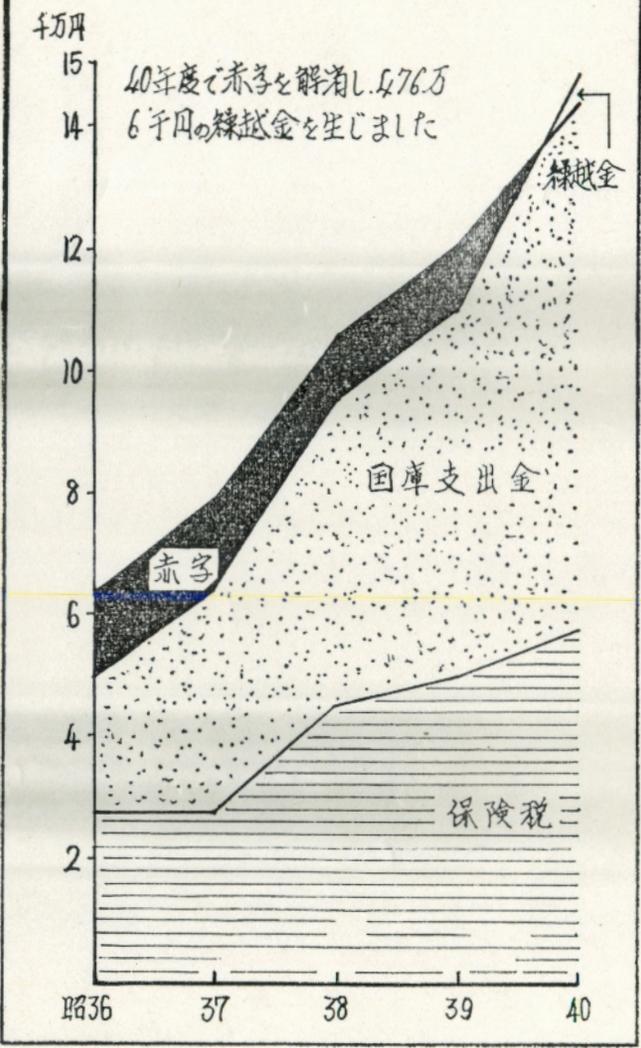
### ◆新道路計画◆

放射線道、環状線道の改良整備、道路の立体化、産業道路の建設等の促進。三好橋の早期建設促進、乾橋上流に新橋建設の実現をはかる。

### ◆下水道の起工促進◆

国営平川地区水利事業による市内堰の統廃合を推進し、下水道施設の促進をはかる。

# 財政の推移



## 国民健康保険事業

### 1月から全員7割給付

#### 新しい保険者証は12月に配付

わが国には、国民健康保険のほかに、国民の二字をはぶいた健康保険があります。健康保険は、官公庁、事業所等、あらゆる職場に働いている人たちを対象としておりますが、国民健康保険は、他の健康保険に加入していない人たちを対象とし、世帯を単位とする地域の健康保険です。

五所川原市の国保事業は加入世帯数七千三百、加入人員(被保険者)約三万五千人となっております。

また、月々の医療費の市支出額は、現在一千五百万円程度であり、これが来

年、家族の七割給付することによって、月々の支出は一千五百万円程度になるものと推計され、年間の医療費だけの支出で、一億八千万円以上になると考えられます。

#### 保険者

国民健康保険は、病気やけがなどのような、不時のできごとに備えるための制度であって、これを保険の形で達成しようとするものです。

そこで、保険という形でこれをおこなうには、保

#### 被保険者

五所川原市国民健康保険の被保険者となる方は、当市に住んでいる方全部です。ただし、法律によって、国民健康保険以外の健康保険に加入している方や、生活保護法によって、保護を受けている世帯の方たちは国民健康の被保険者となることはできません。

五所川原市の国民健康保険は、いままで、世帯主だけ七割給付でし

ますが、昭和四十二年一月一日から、十二月中にみなさまのお手もとに配付いたします。

家族の分も七割給付となります。このことから、いま一度、国民健康

保険者証は、十二月三十一日まで使用できないなり(無効の告示をし※

康保険について復習してみたいと思

# 保険給付

## 療養給付

(現物給付)

被保険者が病気やけがをしたとき、必要な治療を受けることができます。

これを療養の給付といつても、もっとも大切な給付です。

この療養給付は、その病気やけががおおるまで診療入院加療や投薬をうけることができます。これを現物給付といっております。

これは、国民健康保険医として、県知事の許可を得た開業医や、病院の医師が担当することになっております。

どこの市町村でも、金があり余っているわけではないので、保険の治療をうけたときは、その治療代の一部を、国民健康保険医の窓口で、支払うことになって

おります。これを、一部負担金といっております。

五所川原市国民健康保険被保険者の一部負担割合は昭和四十二年一月一日から全員三割になるわけです。

## 療養費

(現金給付)

きん急やむを得ない理由で、国民健康保険医でない医師に診療をうけたり、保険者証を持って行かないため、全額診療費を徴取されたり、または、整骨院等に

# 保健施設

病気やけがの治療は、事後の救済であつて、やはり予防が大切です。

一人一人が病気に注意して、予防に努めることが一番よいわけですが、知らず

受療した場合は、保険で診療をうけた基準で計算された額から、一部負担金を差し引いた額を、世帯主の申請にもついで、現金で被保険者に支給されます。これを、現金給付といつても、市役所保険課で取り扱っております。

## その他

保険者が任意給付するものとして、被保険者がお産をした場合、助産費として二千元、被保険者が死亡した場合、その葬祭をおこなつた方に対して葬祭費二千元が支給されます。

# 資格の異動

被保険者の資格の移動は給付や、保険税に大きな関係がおりますので、皆さんにとくにお願ひします。

転入、転入、出生、死亡および他の社会保険への加入、脱退等、いずれの場合でも、十日以内にその世帯主が、届出する義務があります。

# おわりに

昭和四十二年一月一日から、全員七割給付とするため、新しい保険者証を皆さんにお届けしますが、現在使用している被保険者証のなかで、住所の変更や、世帯内に移動のある方は、印かんをお持ちになつて、市役所保険課まで、届出くださるようお願いいたします。

なお、新しい保険者証は行政連絡を通じて、十二月中旬から末までに、皆さんのお手もとに届くようになります。

その他、国民健康保険のことで、わからないことがありましたら、保険課におたずねください。

# 保険税

税は、世帯主に納付の義務があります。

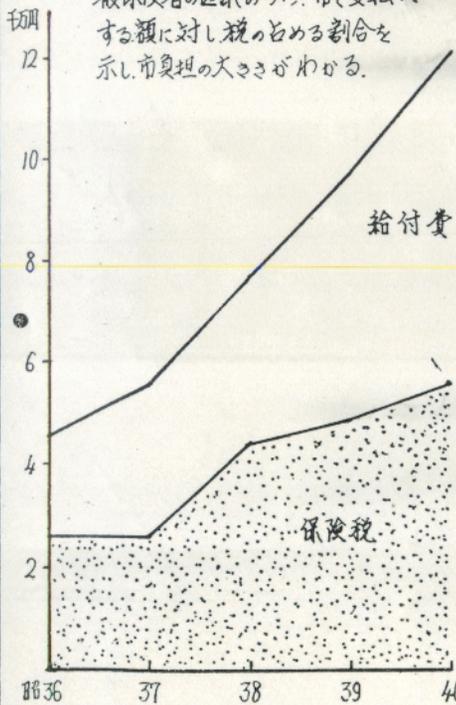
国民健康保険事業の収入は、保険税、それに国庫補助金です。保険納付や、保健施設活動に必要な費用から国庫補助金を差し引いた費用は、どうしても、保険税でまかなわなければなりません。

このように、必要な保険税の総額を計算し、これをその世帯の所得割、資産割被保険者数割(均等割)、世帯割(平等割)など加味して、世帯毎に算出しますが、その割合(税率)は、市の議会で決議しなければなりません。

また、税法によって低所得者については、定められた率によって、減税されることになっております。こうして、きまった保険

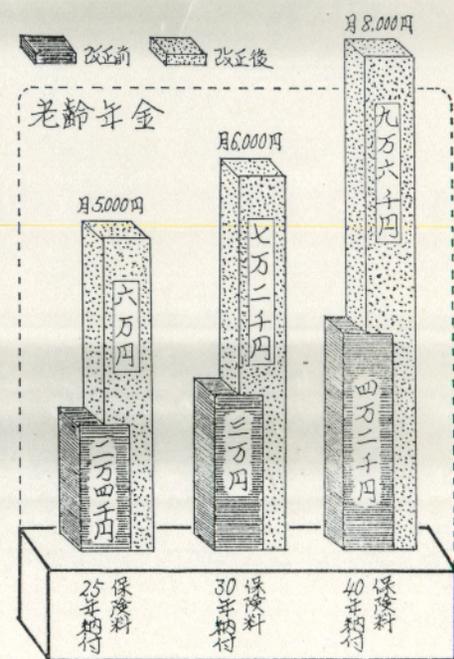
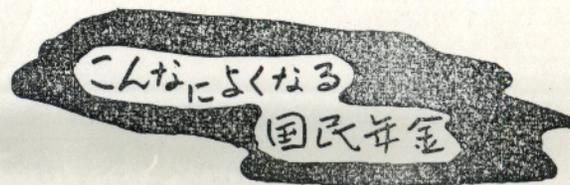
## 給付費と保険税との比較

被保険者の世帯のうち、市が支払うする額に対し税の占める割合を示し、市負担の大きさがわかる。



年金額が引き上げられます

- ◇ 老令年金：保険料を二十五年納付した場合に、毎月五千元
- ◇ 障害年金：保険料を一年以上納付している場合に毎月五千元、障害の程度が一級以上のときは、この額に月千円加算
- ◇ 母子年金(準母)：保険料を一年以上納付している場合に、毎月五千元、(子二人)。子供一人増すごとに、この額に月四百円加算
- ◇ 遺児年金：保険料を一年以上納付している場合に毎月二千五百円、子供一人増すごとに、この額に月四百円加算
- ◇ すでに年金の支給を受けている人たちには、来年一月分から、この引き上げられた年金額が支給されます
- ◇ 保険料も、二十才〜三十四才が月額二百円、三十五才〜五十九才が月額二百五十円と、引きあげられます



福祉年金

◇ 年金額が、一律に二千四百円引き上げられます。  
 老令福祉年金：月額二千五百円から千五百円に  
 障害福祉年金：月額二千円から二千四百円に  
 母子(準母)福祉年金：月額千五百円から千七百円に

◇ 支給制限がゆるめられました。  
 ◇ 受給者本人の支給制限額を、二十二万円から二十四万円に  
 ◇ 障害福祉年金の受給権者の、配偶者による支給制限を、受給権者の扶養義務者の所得の制限に  
 ◇ 扶養義務者の所得によ

百日咳・ジフテリア混合 予防接種

- ◇ 対象者
- ① 昭和40年8月1日から昭和41年8月20日までに生れた乳幼児… (3回)
  - ② 昭和40年7月30日以前に生まれ、まだ接種していない乳幼児… (3回)
  - ③ 追加免疫をうける乳幼児 (今年の1月までに、百日咳と、ジフテリアの予防接種を3回うけた乳幼児… (1回))

◇ 料金  
 1人1回につき30円 (生活保護世帯の赤ちゃんは無料)

◇ 日時と場所

地区	場所	1回目	2回目	3回目	時間
梅沢	梅沢支所	11月24日	12月15日	1月10日	13時~15時
毘沙門	毘沙門小	11月24日	12月15日	1月10日	13時~14時
七和	七和支所	11月24日	12月15日	1月10日	10時~12時
松島	松島支所	11月25日	12月16日	1月11日	13時~15時
飯詰	飯詰支所	11月25日	12月16日	1月11日	13時~15時
三好	三好診療所	11月25日	12月16日	1月11日	10時~12時
栄	栄支所	11月29日	12月20日	1月12日	13時~15時
長橋	長橋診療所	11月29日	12月20日	1月12日	10時~12時
中川	中川診療所	11月29日	12月20日	1月12日	13時~15時
市内	中央公民館	12月1日	12月32日	1月13日	13時~15時

◇ ご都合のよい場所でうけても結構です。  
 ◇ 母子手帳はお忘れなく、持参ねがいます。

第1回市民映画会

全国高校総体の『躍動する若人』  
 『松島団地』

とき 12月2日 ① 午後2時 ② 午後6時

ところ 市民文化会館ホール

入場 無料

る支給制限限度額を、七十一万六千四百円から八十一万七千五百円(扶養親族五人の場合)に

「果木」の苗木を配付します

このほど、県を代表する樹木として『ヒバ』がぎまりました。

県では、これを記念し、環境緑化用として苗木(苗長三十~四十センチメートル)を配付することになりました。

ご希望の方は、市役所農林商工課まで、申し込んでください。

なお、苗木は環境緑化用です。官公庁等公共の建物周辺の緑化に限ります。